

受講要領：令和5年度 技能講習(実施日・受講料・受講要件等)

講習種別	足場の組立て等作業主任者技能講習（登録4号）			
実施日	①令和5年 6月19日～20日（学科） ②令和5年 8月22日～23日（学科） ③令和5年11月 6日～ 7日（学科）			
受講定員	①、②、③ それぞれ 100 名 ※残り定数はホームページでご確認ください。			
申し込み受付開始日	①(会員)令和5年2月下旬～ 6月 5日 (一般)令和5年4月19日～ 6月 5日 ②(会員)令和5年2月下旬～ 8月 8日 (一般)令和5年6月22日～ 8月 8日 ③(会員)令和5年2月下旬～10月23日 (一般)令和5年9月 6日～10月23日 ※申込みの〆切日は講習日の2週間前です。(定員に達した時点でも締切ります。) ※会員の方は、 <u>全ての講習を2月下旬より年間を通して受付けております。</u> ※一般(非会員)の方は、講習実施日の2か月前から受け付けを開始します。 (一般の方の受付開始日以前のお申込みは無効とします。ご注意ください。)			
実施場所	学科:徳島県建設センター		徳島市富田浜 2-10 ☎088-622-3113	
講習時間	対 象	合計時間	日 程	時 間
	全科目	13 時間	1 日目 2 日目	8 時 20 分 ～ 17 時 20 分 終了予定 8 時 20 分 ～ 17 時 10 分 終了予定
	一部免除者 ①、②	3 時間	1 日目 2 日目	講習免除 12 時 35 分 ～ 17 時 10 分 終了予定
	③	1.5 時間	1 日目 2 日目	講習免除 14 時 15 分 ～ 17 時 10 分 終了予定
受講料 (税込)	全科目	会員 9,100 円 一般 9,100 円	テキスト代 (税込)	会員 1,100 円 一般 1,900 円
	一部免除者 ①、②	会員 6,900 円 一般 6,900 円		
	③	会員 6,900 円 一般 6,900 円		
受講料・テキスト代 振込期間	1)会員の方は、お申込み先の分会等にてお支払いください。 2)一般の方は、 申込開始日から講習日の2週間前までに振込みをお願いします。 ※現金でのお支払いはお受けいたしません。下記口座にお振込みください。 ※指定の期間内にご入金を確認できない場合は、受講票を発送いたしません。			
振込先	阿波銀行 本店 普通預金 1365952 口座名義：建設業労働災害防止協会徳島県支部 ※振込手数料をご負担ください。			

受講資格・受講要件、一部免除の条件など、次ページにつづく

受講資格 受講要件	<p>イ) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験のある者。<u>経験年数に H29.7.1 以降を含む場合は、足場の組立て等特別教育修了証の写しが必須となる。</u></p> <p>ロ) 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で、その後2年以上足場組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験のある者。</p> <p>ハ) 技能講習規定第1条「厚生労働大臣が定める者」。</p>
--------------	--

講習科目 一部免除者	<p>①職能法関係によるとび科修了者。</p> <p>②職能法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1、2級技能検定合格者。</p> <p>③職能法第28条、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許者。</p>
対象業務	<p>つり足場、張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。</p>

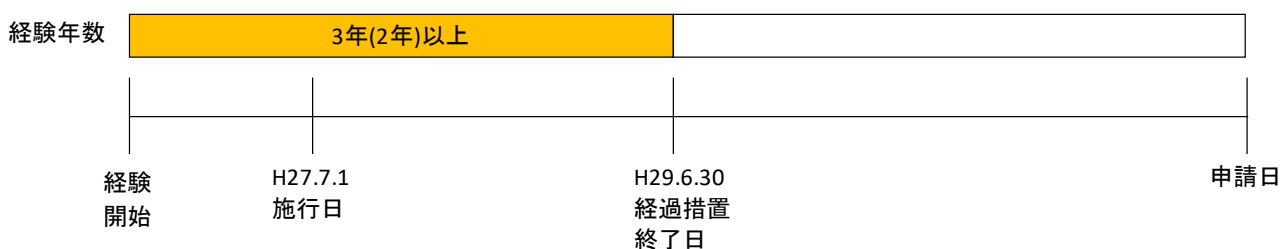
以下の申込書に手書き、もしくは、エクセル様式をダウンロードしてパソコンで入力し、さらには、必要書類等を準備して、計画表等に示す手順に沿ってお申込みください。

「当該業務の経験3年(2年)について」

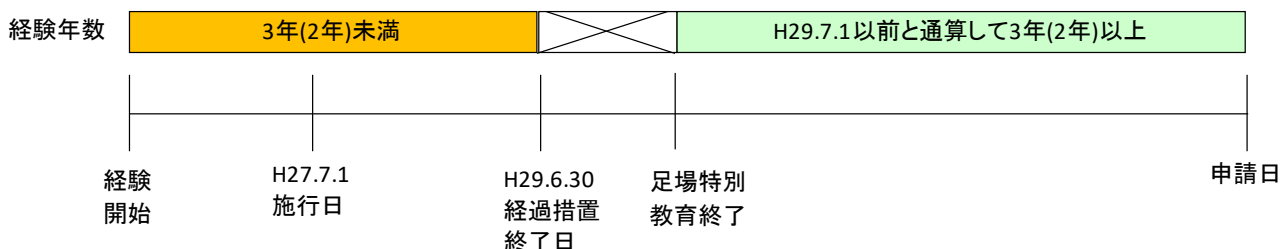
これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満18才に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが「労働安全衛生規則の一部改正（平成27年7月1日施行）」に伴い、経験開始日によっては「当該業務の経験年数3年(2年)」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

<経験開始が平成27年7月1日以前の方>

①平成27年7月1日以前から2年間の経過措置期間(平成29年6月30日まで)に当該業務の経験年数が3年(2年)以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので、受講資格を満たします。

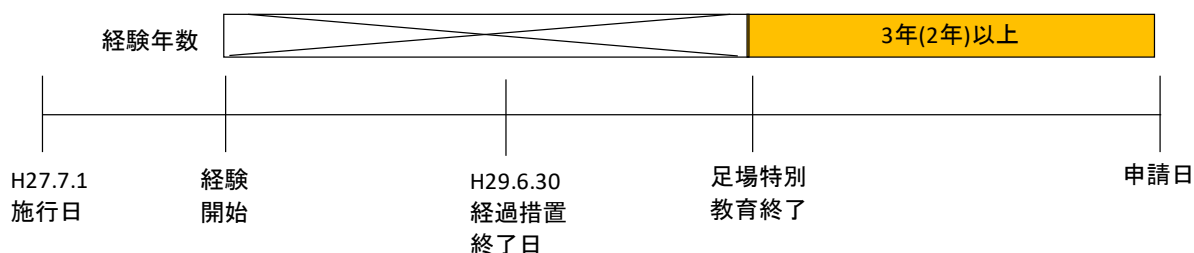


②平成27年7月1日以前から2年間の経過措置期間(平成29年6月30日まで)以降の経験を含んで経験年数が3年(2年)以上ある場合は、足場特別教育を修了した翌日以降の当該業務の経験年数を通算して3年(2年)以上に達すれば受講資格を満たします。



<経験開始が平成27年7月2日以後の方>

③足場特別教育修了までの期間はすべて違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数は認められますので、その期間が3年(2年)以上に達すれば、受講資格を満たします。



※②および③の場合、「足場特別教育修了証」の写しを添付すること。